

支給のお知らせが届いた方

〒231-0005
横浜市中区本町6-50-10

横浜 三郎 様



宛名下にあるバーコードの

下側に記載されている

20L から始まる 15 桁の番号

給付金
(給付)

受付センター

定額減税補足給付金(不足額給付)支給のお知らせ

令和6年度に実施した定額減税補足給付金(調整給付)*1の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、調整給付金額との間で差額が生じた方に対して、その差額(不足額)を支給します。

支給額は、令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割額の課税状況などに基づき、算出しています。

令和7年8月8日(金)に、マイナポータル等で登録済みの支給対象者名義の公金受取口座又は令和6年度定額減税補足給付金(調整給付)を受給した本人名義の口座へ給付金を支給します。

なお、本通知に基づき本給付金の支給を受ける方は、申請の手続きは必要ありません。

銀行名 : ゆうちょ銀行ゆうちょ銀行ゆうちょ銀行ゆう
口座番号下3桁 : *****678
口座名義人カナ : ヨコハマトロウヨコハマトロウヨコハマトロウヨコハマトロウヨコハマトロウヨコハマトロウ
支給額 : ●●●●●●円

定額減税補足給付金(不足額給付)の支給額及び算出式

令和7年の所要額	令和6年分 所得税分の 控除不足額(①)	令和6年度分 個人住民税所得割分の 控除不足額(②)	控除不足額計(③) (①+②)
	00,000 円	00,000 円	00,000 円
	※2「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。		
	令和7年の所要額(④) (上記③を1万円単位に切上げ)		00,000 円

支給額	令和7年の 所要額(④)	定額減税補足給付金 (調整給付)支給額(令和6年)	定額減税補足給付金 (不足額給付)支給額
	00,000 円	00,000 円	00,000 円
	↑定額減税補足給付金(調整給付)の受給辞退等があった場合等は、「支給所要額」を記載しています。 (受給していない場合でも、算出された「支給所要額」が記載されます。)		

※1 定額減税補足給付金(調整給付)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

※2 「令和6年分所得税分の控除不足額(①)」について

- 令和6年分の所得税等の確定申告・還付申告を令和7年3月17日までに税務署へ提出した方については、確定申告等の記載事項に基づき所得税分控除不足額を算出しています。
- 上記以外の方については、令和7年6月2日時点の令和7年度分個人住民税課税情報(所得金額や人的控除等の情報)を基に令和6年分所得税額を推計し、所得税分控除不足額を算出しています。
- 期限内に確定申告等をしている場合でも、算出計算に反映できていない場合があります。各算出額について、重大な相違がある場合は裏面のとおりご申請ください。

裏面もご覧ください。

はがきが届いた方



〒231-0005
横浜市中区本町6-50-10

横浜三郎 様

は
が
き
の
郵
便

宛名下にあるバーコードの
下側に記載されている
20L 又は 20P から始まる 15 桁の番号



AC4-17-000428#

親 展

横浜市 定額減税補足給付金(不足額給付)
受付センター

返還先: 〒221-8691

横浜市神奈川区新浦島町2丁目1-10
神奈川郵便局 郵便私書箱78号

差出人: 横浜市健康福祉局 企画部総務課臨時特別給付金担当

ご案内 ② 横浜市 定額減税補足給付金 制度概要

← ゆっくりはがしてご覧ください。

..